

## 第6章 医師の確保

### 第1節 基本的事項

#### 1 趣旨

- 医師の偏在は長きにわたり全国的な課題として認識されながら、現時点においても、その解消は図られていません。

平成20年度(2008年度)以降、地域枠を中心とした全国的な医師数の増加等が行われてきましたが、医療需要との間に不均衡が生じた状況が続いており、こうした医師偏在への対策が十分図られなければ、地域や診療科といったミクロの領域での医師不足の解消にはつながらないと考えられています。

- このため、平成30年(2018年)7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立し、都道府県間及び二次医療圏間の偏在を是正するための医師確保対策等について、都道府県の医療計画の一部として新たに「医師確保計画」を策定することとなりました。

この医師確保計画は、国が算定する医師数の多寡を統一的・客観的に比較・評価する医師偏在指標に基づき、医師多数区域や医師少数区域等を設定した上で、医師少数区域等における医師を確保し、二次医療圏間の医師の偏在是正を目指すものです。

- 道では、令和2年(2020年)3月に第1期の「北海道医師確保計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、様々な医師確保対策を行ってきており、本道においては、人口10万人当たりの医療施設従事医師数は年々増加し、道全体では全国平均に近い水準で推移しているものの、第二次医療圏ごとにとみると、全国平均を上回っているのは医育大学が所在する上川中部圏域・札幌圏域の2圏域のみとなっているなど、依然として、都市部に医師が集中している傾向にあります。
- このため、国から示された「医師確保計画策定ガイドライン～第8次(前期)～」(以下「ガイドライン」という。)を参考にしながら、第1期計画に係る評価の結果も踏まえた上で、今般、引き続き、北海道全体の医師の確保と、第二次医療圏間における医師の偏在是正を目指す、第2期の「北海道医師確保計画」(以下「第2期計画」という。)を取りまとめるものです。
- また、医育大学や医師会、病院関係団体等との連携を強化するとともに、医師偏在対策を地域医療構想や医師の働き方改革と一体的に捉えて実施していくことにより、実効性を確保しながら、第2期計画を推進していくこととします。

#### 2 目指す姿

- 本計画の基本理念である、「住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的かつ継続的に提供する体制の確立」に向けて、地域医療構想や医師の働き方改革の推進状況等も踏まえ、本道における医師の地域偏在の是正を目指します。
- 医師確保計画の実施・達成を積み重ね、1計画期間ごとに、医師少数区域に属する二次医療圏がこれを脱することを繰り返し、医師の地域偏在の是正は令和18年度(2036年度)までに達成することを目標とします。

年 度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
医療計画	第7次						第8次						第9次						偏在是正目標年
医師確保計画			第7次(第1期)			第8次(前期)(第2期)			第8次(後期)(第3期)			第9次(前期)(第4期)		第9次(後期)(第5期)					

### 3 本章の位置付け

本章は、医療法第30条の4第2項第11号の規定に基づくものです。

### 4 対象区域

対象区域は、北海道全体及び二次医療圏については医療法に基づく「第二次医療圏」と同じ21区域とします。